

平成30年度 オホーツク管内教育推進の重点

北海道教育の基本理念

- 自立**：自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
共生：ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

【目標1】 社会で生きる力の育成	【目標2】 豊かな人間性の育成	【目標3】 健やかな体の育成	【目標4】 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進	【目標5】 学びをつなぐ学校づくりの実現	【目標6】 学びを活かす地域社会の実現
---------------------	--------------------	-------------------	--------------------------------	-------------------------	------------------------

重点1 社会の変化に対応する教育の推進

【目標1 社会で生きる力の育成】

(1) 義務教育における確かな学力の育成

- 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上に向けた授業改善に組織的に取り組むなど、全ての教職員による検証改善サイクルを確立する。
- 保護者や地域住民に対して、各種調査等の結果及び今後の授業改善の手立てを分かりやすく公表し、家庭や地域と連携して児童生徒の学力向上を図る。
- 授業の冒頭に目標を示し、最後に学習内容を振り返る活動や、自分の考えを発表したりグループで話し合ったりする活動、効果的なICTの活用などを通して、主体的・対話的で深い学びを実現できるように、学校全体で授業改善に取り組む体制を確立する。
- 管内教育委員会協議会教育長部会・管内小中学校長会・オホーツク教育局が策定した「オールオホーツクで学力向上を！」の取組を通して、教職員・児童生徒の評価をそれぞれ年間4回以上実施し、その結果を授業改善に生かす。

(2) これからの時代に求められる資質・能力の育成（高等学校）

- 義務教育段階の学習内容を含めた基礎学力の確かな習得と学習意欲の喚起を図るため、多様な学習成果を測る多面的な評価の実施を推進する。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、教科等を超えて授業改善の視点を共有することや、習得・活用・探究という学習過程の中でICTを効果的に活用することを重視した校内研修を実施する。
- 国において進められている高大接続改革等の方向性を見据え、学習・指導方法の充実や学習評価の改善に向けた取組を推進する。

(3) 特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする全ての幼児児童生徒に対して個別的教育支援計画を作成し、家庭や地域、関係機関と連携しながら、本計画を活用することを通して、長期的な視点で教育的支援を行う取組を推進する。
- 教員免許法に基づく認定講習についての周知を徹底し、特別支援学校教諭免許状所有率を向上させる。
- 小・中学校、高等学校等における全ての教員等が、特別支援教育に関する指導や支援についての知識や技能を身に付けることができるよう、「校内研修プログラム」や「実践事例集」等を活用した校内研修の充実に向けた取組を推進する。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度）を踏まえ、国や道のモデル事業の成果等を活用して、通級による指導の充実に向けた取組を推進する。
- 特別支援学校において、障がいの重度・重複化、多様化に対応できるカリキュラム・マネジメントを確実に実施するほか、各障がいに関する実践的な研究・研修の充実に向けた取組を推進する。

(4) 外国語教育の充実

- 小学校において、平成32年度からの小学校学習指導要領の全面実施に向け、校内の指導体制を確立する。
- 中学校において、小学校の学習内容を踏まえて授業改善を図るとともに、CAN-DOリストの学習到達目標の達成状況を把握する。
- 高等学校において、スーパーグローバルハイスクールの研究成果等を活用するなどして、学科の特性に応じて英語の活用場面を想定した学習プログラムを開発し、授業改善に取り組む。

(5) 情報教育の充実

- 分かる授業づくりの実現に向け、各教科等の指導における実物投影機やタブレット等、ICT活用の内容を取り扱う校内研修や遠隔研修を実施し、教職員のICT活用指導力の向上を図る。
- 各学校段階において、プログラミング的思考を育む学習活動を教育課程に位置付けるとともに、プログラミング教育を推進する指導体制を整備する。
- 児童生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対する各種資料の配布などに取り組む。

(6) キャリア教育の充実

- 各学校段階において、児童生徒の発達の段階を踏まえ、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立てたり、振り返ることができる指導の充実に向けた取組を推進する。
- 児童生徒に自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚をもたせるため、児童生徒の発達の段階や地域の実態を踏まえながら、社会科や総合的な学習の時間、特別活動等の指導を改善する。

重点2 豊かな心と人間性を育む教育の推進

【目標2 豊かな人間性の育成】

(1) 道徳教育の充実

- 道徳的価値観の形成や自己の生き方についての指導の充実を図るため、教科用図書を使用（小学校）するとともに、「道徳教育に関する校内研修の手引」、「北海道おもてなしハンドブック」、「きたものがたり」などを効果的に活用する。
- 児童生徒の道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫改善を図る校内研修を実施する。
- 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接し、自他を尊重する態度を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進する。

(2) ふるさと教育の充実

- 7月17日の「北海道みんなの日」を含む7月に、「北海道みんなの日条例」の趣旨を踏まえ、授業等において、北海道にゆかりのある人物と身近な地域とのかかわりを探ったり、その足跡をたどったりする学習を実施する。
- アイヌの人たちの歴史・文化等及び北方領土について児童生徒の関心を高め、正しく理解できるよう各種指導資料や外部講師等を活用した学習の充実を図る。

(3) 読書活動の推進

- 保護者や地域のボランティア等と連携し、「朝読」や「家読（うちどく）」運動を推進する。
- 司書教諭や学校司書を中心に学校図書館の読書環境を整備し、利活用の充実を図る。

(4) 体験活動の推進

- 地域が有する教育資源を生かした多様な自然体験活動や社会体験活動などの各種体験活動のねらいを明確にして、教育課程に適切に位置付け、学校の教育活動全体を通じた取組を一層推進する。

(5) いじめ・不登校を解消する取組の充実

- 「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ・不登校の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携による支援体制を確立する。
- 児童生徒が互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科等の指導において児童生徒のコミュニケーション能力を育成する取組を推進する。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施するとともに、教職員相互が「児童生徒理解・教育支援シート」等を活用するなど、積極的に児童生徒の情報の集約と共有化を図る学校体制を確立する。
- 市町村において、小・中・高校生が主体的にいじめの問題等について考える「子ども会議」を開催する。

重点3 心身の健やかな成長を促す教育の推進

【目標3 健やかな体の育成】

(1) 体力・運動能力の向上

- 新体力テスト等の結果を分析し、体力・運動能力の向上に向けた体育・保健授業の改善に組織的に取り組むなど、全ての教職員による検証改善サイクルを確立する。
- 保護者や地域住民に対して、各種調査等の結果及び今後の体育・保健授業の改善の手立てを分かりやすく公表し、家庭や地域と連携して児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。
- 「1校1実践」など、体育・保健授業以外の学校の創意工夫による体力・運動能力の向上の取組を推進する。

(2) 食育の推進

- 学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実が図られるよう、栄養教諭等を中心に、全ての教職員が連携・協力した食育推進体制を整備する。

(3) 健康教育の充実

- 適切な歯磨きや甘味の制限に関する保健指導や、フッ化物洗口による保健管理など、歯・口腔の健康づくりや望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進する。
- 学校保健委員会を学校組織図に位置付けるとともに、学校医の助言の下、アレルギー疾患やメンタルヘルスの問題など、地域や児童生徒等の実態に応じた効果的な取組を協議する研修会を実施する。

重点4 学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進

【目標4 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進】

(1) 家庭との連携の促進

- 家庭学習や運動の習慣をはじめ、ルールを基にした電子メディアの適切な利用など、望ましい生活習慣の定着を図るため、PTA等と連携し、保護者等を対象とした学習機会や情報の提供などの取組を推進する。
- 家庭学習・宿題の内容や分量について、学校全体で共通理解を図り、発達の段階を踏まえて系統的な指導を行い、家庭と共に取組状況を評価する。

(2) 地域の特徴を活かした子どもの活動拠点づくりの推進

- 学校において、放課後や長期休業、土曜日における充実した学習や多様な体験活動の機会の提供等、豊かな教育環境を整備する。
- 市町村において、学校・地域と連携・協働し、地域の子育てビジョンを踏まえた「緩やかなネットワーク」を形成する「地域学校協働活動」の充実を支援する。

(3) 地域の教育力を活かした学校づくりの推進

- 幅広い地域住民等が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせて児童生徒の成長を支えるコミュニティ・スクールについて全ての学校への導入を進める。
- 児童生徒が多様な体験活動を行うことができるよう、経験や技能をもつ地域人材を活用した魅力のある教育活動や補充的な学習サポートの機会を確保する。

重点5 学びをつなぐ学校づくりの実現

【目標5 学びをつなぐ学校づくりの実現】

(1) 学校段階間の連携・接続の推進

- 幼児教育と小学校の各教科等における教育との接続が充実するよう、幼稚園等と小学校の教職員が共同でスタートカリキュラムを作成したり、合同の研修会の機会を設けたりするなど、幼児期における教育の質の向上を図る。
- 同一中学校区の小学校と中学校が9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、一貫した指導体制の構築を推進する。
- 高等学校において、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するなど、生徒の現状や地域の実情に応じて中学校との連携の充実に向けた取組を一層推進する。

(2) 学校力の向上

- 「学校力向上に関する総合実践事業」の実践指定校の取組の成果を踏まえ、管理職のリーダーシップの下、学校組織マネジメントを基盤として、全校が一つのチームとなった包括的な学校改善を推進する。
- メンターチームの編成による若手教員や将来のスクールリーダーを継続的に育成する仕組みを構築する。
- 教職員の服務規律の保持のため、「コンプライアンス確立月間」など、教職員の不祥事防止に向けた集中的な取組や年間を通じた反復継続的な取組を一層推進する。
- 北海道アクションプランを踏まえて、業務改善の推進、部活動休業日の完全実施や、市町村における校務支援システムの導入・活用など、学校運営体制の整備を進める。

(3) 学校安全教育の充実

- 学校安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）に関する内容を適切に位置付けた危機管理マニュアルを児童生徒や地域等の実態を踏まえ不断に見直すとともに、事件・事故災害を想定した避難訓練等を年間複数回実施する。

※【 】は、「北海道教育推進計画」との関連